

令和7年度

宇部市隣保館運営審議会
厚南部会

資 料

日 時 令和8年3月6日(金) 18時30分～

会 場 宇部市隣保館厚南会館 2階 大会議室

宇部市市民環境部人権・男女共同参画推進課

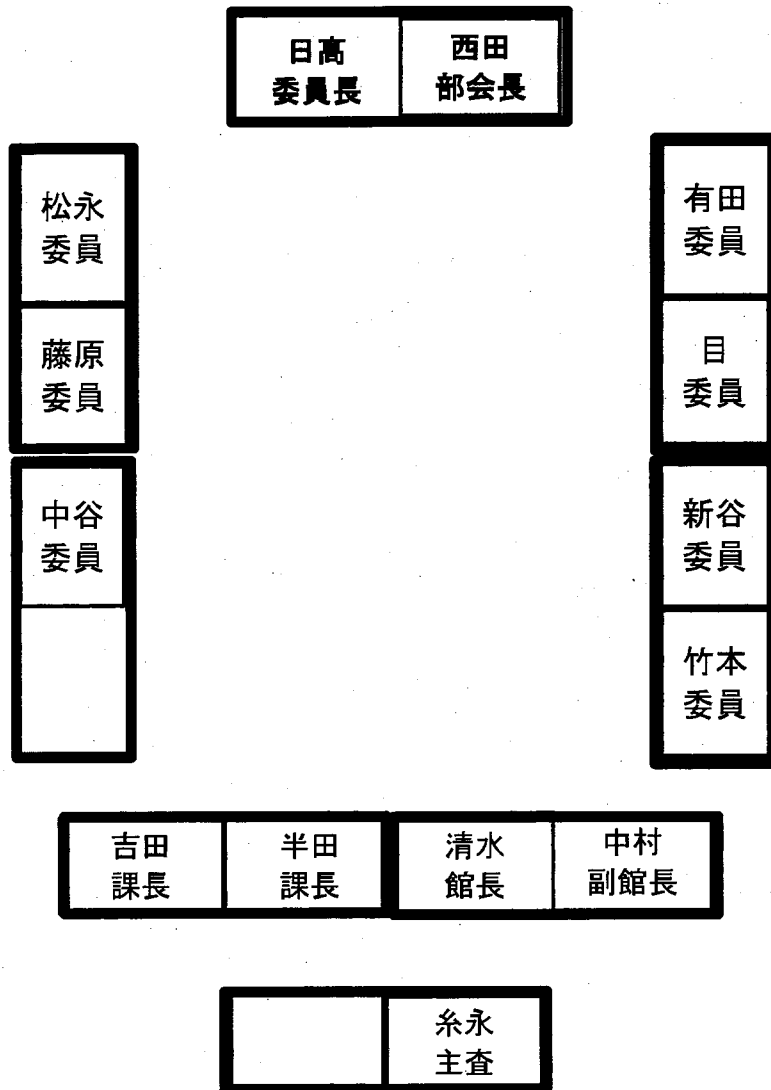
隣 保 館 厚 南 会 館

宇部市隣保館運営審議会 厚南部会の構成員 名簿
 (任期：2024年11月1日～2026年10月31日)

	氏名	ふりがな	所属	備考
1	有田 豊生	ありた とよお	黒石地区人権教育推進委員協議会	
2	目 睦雄	さっか むつお	厚南地区自治会連合会	
3	新谷 弘昌	しんたに ひろまさ	西宇部地区自治会連合会	
4	竹本 美香	たけもと みか	上中野自治会	
5	中谷 祐二郎	なかたに ゆうじろう	厚南地区人権教育推進委員協議会	
6	西田 博	にしだ ひろし	上中野自治会	部会の長
7	藤原 裕子	ふじわら ひろこ	西宇部地区人権教育推進委員協議会	
8	松永 宜夫	まつなが のぶお	黒石地区自治会連合会	
-	日高 隆子	ひたか たかこ	—	委員長

宇部市隣保館運営審議会 厚南部会 席次表

[令和8年3月6日(金)18:30～ 宇部市隣保館厚南会館 2階大会議室]



令和7年度 宇部市隣保館運営審議会厚南部会 次第

1 開会のことば

2 厚南会館館長あいさつ

3 審議会委員長あいさつ

4 議題

(1) 令和7年度 厚南会館事業実施状況報告について

(2) 令和8年度 厚南会館事業計画(案)について

5 その他

○宇部市の取組紹介

「宇部市人権尊重のまちづくり条例」について

6 閉会のことば

令和7年度 厚南会館事業実施状況報告

1 社会調査及び研究事業

- (1) 黒石・厚南・西宇部人権学習会「みなみかぜの集い」と連携して、調査研究を実施

2 相談事業

- (1) 一般相談: 随時
- (2) 職業相談: 随時[予約制] 宇部公共職業安定所の求職相談
- (3) 育児相談: 年4回、乳幼児の保護者(地区保健師・厚南地区母子保健推進委員会と連携)
- (4) 健康相談: 年5回、成人(地区保健師・西部第1地域包括支援センターと連携)

3 啓発及び広報活動事業〈P4, P5 人権啓発・地域交流事業内容 参照〉

- (1) みなみかぜの集い(～黒石・厚南・西宇部人権学習会～)の開催
原則毎月1回第4水曜日に開催(9月・2月を除く年10回開催)
- (2) 啓発紙「みなみかぜ」の発行: 月1回
黒石・厚南・西宇部地区全戸等配布(約11,000部)
- (3) 地区人権教育推進委員協議会との連携
 - ①西宇部・厚南・黒石地区人権を考える学習会 7/23
 - ②原・黒石・厚南・西宇部地区人権教育合同研修会 9/19
 - ③厚南地区人権教育研修会 2/15
 - ④自治会・地域団体等人権学習会開催協力 3自治会3回、2団体2回
- (4) 厚南・西宇部・黒石地区企業等人権教育推進連絡協議会との連携
研修会(企業人権に関するビデオ視聴)の実施 6/30
- (5) ポスター等による啓発
人権啓発ポスター掲示(常時)、人権啓発のぼり旗掲出(人権週間、部落差別解消啓発週間、人権尊重のまちづくり条例)、人権啓発マグネット公用車掲示(人権週間、部落差別解消啓発週間)、人権啓発パネル設置(部落差別解消啓発週間、人権尊重のまちづくり条例)、階段を活用した啓発掲示(人権尊重のまちづくり条例)

4 地域交流事業〈P5 人権啓発・地域交流事業内容 参照〉

- (1) 会館クラブの開設(23クラブ)
- (2) 会館クラブ・同好会人権学習会の開催(5回:4、7、8月)
- (3) 厚南地区ふるさとまつり 11/9

5 地域福祉事業

- (1) ふれあいセンター関係行事(まちづくりサークルなど)

6 児童・生徒対象事業

- (1) 各種講座
 - ①通年講座: 珠算、習字、生花、フラダンス、書道、よさこい踊り
 - ②一日講座: 夏休み中に開催(対象: 厚南、西宇部、黒石地区内小中学校児童生徒)
⇒ 4講座4回開催(書道、フラダンス、習字、抹茶)
参加者 延べ30人(参加保護者も含む)
- (2) 厚南会館からのお知らせの発行(児童・生徒対象)
・年2回発行: 夏休み前及び春休み前
(配布対象: 厚南、西宇部、黒石地区内各小中学校児童生徒)

7 隣保館管理運営事業

(1) 会議

- ① 山口県隣保館連絡協議会事前協議(4/12 防府市)
- ② 山口県隣保館連絡協議会通常総会(4/22 防府市)
- ③ 宇部市隣保館運営審議会厚南部会(3/6)
- ④ 山口県隣保館連絡協議会館長会議(3/23開催予定 県庁)
- ⑤ 山口県隣保館館長会議(3/23開催予定 県庁)

(2) 職員研修

- ① 第1回人権を考えるつどい(8/1)
- ② 全国隣保館職員中国ブロック研修会(8/21～22 米子市) ※館長事例発表
- ③ 全国隣保館長研修会(10/30～31 神戸市)
- ④ 第2回人権を考えるつどい(11/17)
- ⑤ 市職員人権研修会(11/19)
- ⑥ 第3回人権を考えるつどい(2/2)

(3) 会館管理

・包括管理業務(財産管理課)

- ① 会館日直業務
- ② 会館清掃業務
- ③ 特別清掃業務
- ④ 空調機器保守点検業務
- ⑤ 消防設備点検業務

・厚南会館管理業務

- ① 機械警備業務(業務委託)

〈長期契約 令和10年5月31日まで：包括管理業務へ〉

人権啓発・地域交流事業内容(令和7年度)

3-(1) みなみかぜの集い(会場は隣保館厚南会館、黒石・西宇部各ふれあいセンター)

開催日	内 容	会 場	参加者数
4/23	人権啓発ビデオ「あなたのいる庭」視聴	厚 南	6
5/28	講演「それって大丈夫？ あなたのそばの消費者トラブル」	西宇部	19
6/25	講演「薬物乱用防止」	黒 石	17
7/23	講演「インターネットと人権」〔3地区人権学習会と合同開催〕	厚 南	6
8/27	講演「看取りの人権」	西宇部	24
10/22	講演「教科書記述から考える同和問題を中心に」	黒 石	15
11/26	講演「聴覚障害者の生活、簡単な手話」	黒 石	25
12/17	講演「メディアとの関わりを考えてみませんか？」	西宇部	23
1/28	発表「学校人権教育の取組について」 (厚南小学校、厚南中学校)	厚 南	26
3/11	人権啓発ビデオ視聴 各地区人権教育推進委員協議会令和7年度活動報告	厚 南	

3-(2) 啓発紙「みなみかぜ」(約11,000部発行 黒石・厚南・西宇部全世帯ほか配布)

発行月	内 容	発行月	内 容
4月	黒石地区人権教育推進大会報告	10月	みなみかぜの集い7月定例会報告
5月	西宇部地区人権教育推進大会報告	11月	原・黒石・厚南・西宇部地区人権教育 合同研修会報告
6月	厚南地区人権教育研修会報告	12月	黒石中学校生徒人権作文
7月	厚南中学校生徒人権作文	1月	厚南小学校児童人権作文
8月	西宇部小学校児童人権作文	2月	厚南小学校人権教育の取組
9月	黒石小学校児童人権作文	3月	厚南中学校人権教育の取組

3-(3)① 西宇部・厚南・黒石地区人権を考える学習会〔28名参加〕 (みなみかぜの集い〈7月定例会〉との合同開催)

開催日	内 容	講 師
7/23	講演「インターネットと人権」	消費者ネットやまぐち 岡本浩司

3-(3)② 原・黒石・厚南・西宇部地区人権教育合同研修会〔98名参加〕

開催日	内 容	講 師
9/19	講演「誰一人として孤立しない地域 づくり ～ひきこもりの正しい 知識～」	(株)ふらっと COMM.、NPO 法人ふらっとコミュニ ティ、山口大学名誉教授 山根俊恵

3-(3)③ 厚南地区人権教育研修会

[76名参加]

開催日	内 容	講 師
2/15	小中学生人権作文朗読 講演:「笑っている君が好き ~『わたし』発達障害の世界~」	相談事業所 プラスワンコンサル 小野田店 管理者 石光 愛

3-(4)厚南・西宇部・黒石地区企業等人権教育推進連絡協議会 研修会[10名参加]

開催日	内 容	タイトル
6/30	企業人権に関するビデオ視聴	「企業と人権 職場からつくる人権尊重社会」

4-(1) 地域交流事業(厚南会館クラブ)

クラブ名	実施日	クラブ名	実施日	クラブ名	実施日
ペン習字	毎週	フラダンス	毎週	着付	月2回
健康体操	毎週	書道 B	毎週	生花(小原流)	月2回
混声合唱団	毎週	女声コーラス	毎週	絵画	月2回
和裁	毎週	フォークダンス	毎週	盆栽	月2回
日本舞踊(坂東)	毎週	厚南カラオケ	月3回	生花(池坊)	月2回
珠算	毎週	厚南よさこい人凜花	月3回	健身気功	月2回
書道 A	毎週	習字	月4回	料理教室	月1回
煎茶	毎週	俳句	月2回		

※4月~2月実施状況: 実施回数841回、参加者延べ人数6,674人

4-(2) 厚南会館クラブ・同好会人権学習会

開催日	内 容	講 師	参加者
4/9	人権啓発ビデオ「大切なひと」(ネット社会における部落差別と人権)視聴		55人
7/15	講演「環境と人権」	山口大学大学院技術経営研究科 副研究科長 教授 福代 和宏	17人
7/23	講演「詐欺や悪徳商法の手口の解説と予防法」	J-FLEC(金融経済教育推進機構) 講師 岡本 浩司	42人
7/31	講演「診療から考える人権」	在宅療養支援診療所 波乗りクリニック 院長 小早川 節	36人
8/22	講演「日常生活から考える人権」	西光寺 住職 佐々木 真人	23人

令和8年度 厚南会館事業計画(案)

1 社会調査及び研究事業

- (1) 黒石・厚南・西宇部人権学習会「みなみかぜの集い」と連携して、調査研究を実施

2 相談事業

- (1) 一般相談：随時
- (2) 職業相談：随時、[予約制] 宇部公共職業安定所の求職相談
- (3) 育児相談：年4回（子育てサークルを活用）、乳幼児の保護者
- (4) 健康相談：年5回（健康サロンを活用）、成人

3 啓発及び広報活動事業

- (1) 人権啓発紙「みなみかぜ」の発行：月1回
 - ・黒石・厚南・西宇部地区の全戸配布ほか（約11,000部）
- (2) 人権啓発ポスター等による啓発
 - ・人権啓発ポスター掲示
 - ・人権啓発パネルの設置
 - ・階段を活用した人権啓発掲示
 - ・人権啓発のぼり旗掲出
 - ・人権啓発マグネット公用車へ掲示

4 地域交流事業

- (1) 厚南会館クラブ・同好会の開設（23クラブ、7同好会）
- (2) 厚南地区ふるさとまつりの共催・参加 11/8
（厚南会館クラブ・同好会による出演・作品展示）
- (3) ふれあいセンター関係行事（まちづくりサークルなど）

5 人権教育の推進

- (1) 会館クラブ・同好会人権学習会の開催
 - ・4月開講式時と、7～9月頃に4回開催（合計5回開催）
- (2) 「みなみかぜの集い」（黒石・厚南・西宇部人権学習会）の開催
 - ・原則毎月1回第4水曜日に開催（10月・2月を除く 年10回開催）
- (3) 各地区人権教育推進委員協議会との連携
 - ①西宇部・厚南・黒石地区人権を考える学習会 7月（未定）
 - ②原・黒石・厚南・西宇部地区人権教育合同研修会 10月（未定）
 - ③厚南地区人権教育研修会 2月
 - ④厚南地区ふるさとまつりにおいて人権啓発コーナー設置・運営 11月
 - ⑤自治会・地域団体における人権学習会開催促進 随時
- (4) 厚南・西宇部・黒石地区企業等人権教育推進連絡協議会との連携

6 児童・生徒対象事業

- (1) 各種講座
 - ① 通年講座：珠算、習字、生花、フラダンス、書道、よさこい踊り
 - ② 一日講座：小中学校の夏休み中に開催予定
- (2) 厚南会館からのおしらせ（児童・生徒対象）の発行〈年2回〉

7 隣保館管理運営事業

- (1) 会議
 - ① 山口県隣保館連絡協議会通常総会
 - ② 宇部市隣保館運営審議会
 - ③ 山口県隣保館連絡協議会館長会議
 - ④ 山口県隣保館館長会議
- (2) 職員研修
 - ① 人権を考えるつどい（第1回～第3回）
 - ② 全国隣保館職員中国ブロック研修会
 - ③ 全国隣保館長研修会
 - ④ 市職員人権研修会
- (3) 会館管理
 - ・ 包括管理業務（財産管理課による業務委託）
 - ① 会館日直業務
 - ② 会館清掃業務
 - ③ 特別清掃業務
 - ④ 空調機器保守点検業務
 - ⑤ 消防設備点検業務
 - ・ 厚南会館管理業務
 - ① 機械警備業務（厚南会館による業務委託）
〈令和10年5月31日まで 以降は包括管理業務へ〉

(設置)

第一条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第三項第十一号に規定する隣保事業を行うため、宇部市隣保館(以下「隣保館」という。)を設置する。

(平一二条例四三・一部改正)

(名称及び位置)

第二条 隣保館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宇部市隣保館厚南会館	宇部市厚南北一丁目二番二四号
宇部市隣保館上宇部会館	宇部市中村二丁目六番一五号

(平四条例一三・平二二条例三九・一部改正)

(許可)

第三条 隣保館を使用しようとする者は、市規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定による許可を与えるに当たっては、隣保館の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(平三〇条例三三・一部改正)

(開館日及び開館時間)

第四条 隣保館は、一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日までの日(以下「休館日」という。)を除き、毎日開館するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

3 隣保館の開館時間は、午前九時から午後十時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(平三〇条例三三・全改)

(許可の制限)

第五条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- 一 秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- 二 建物又は附属設備を損傷し、又は滅失させるおそれがあると認めるとき。
- 三 その他隣保館の管理上支障があると認めるとき。

(平三〇条例三三・全改)

(使用料等)

第六条 隣保館の使用料の額並びに使用料の免除及び還付については、宇部市ふれあいセンター条例(昭和五十一年条例第二十五号)第五条から第七条までの規定の例による。

(平三〇条例三三・追加)

(許可の取消し等)

第七条 市長は、第三条第一項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)がこの条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したときは、許可を取消し、又はその条件を変更することができる。この場合において生ずる損害については、市は、賠償の責を負わない。

(平三〇条例三三・旧第六条線下・一部改正)

(損害賠償)

第八条 使用者は、自己の責に帰すべき事由によつて建物又は附属設備を滅失させ、又は損傷させたときは市長が認定した損害額を賠償しなければならない。

(平三〇条例三三・旧第七条線下・一部改正)

(隣保館運営審議会の設置)

第九条 市長の諮問に応じ、隣保館の運営に関する重要事項を調査審議させるため、宇部市隣保館運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の組織、委員の任命その他の事項については、市規則で定める。

(平三〇条例三三・旧第八条線下)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例(昭和二十二年条例第二十四号)の一部を次のように改める。

[次のよう]略

附 則(昭和四十八年四月二十八日条例第十一号)抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十九年三月一日条例第四号)

この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和五十五年三月二十七日条例第十六号)

この条例は、昭和五十五年五月一日から施行する。

附 則(平成四年三月三十一日条例第十三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成十二年九月二十七日条例第四十三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十二年六月二十三日条例第三十九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成三十年七月三日条例第三十三号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

- 2 改正後の宇部市ふれあいセンター条例及び次項に規定する改正後の宇部市隣保館条例(昭和四十六年条例第三十号)の規定は、平成三十一年四月一日以後の使用に係る使用料について適用する。

(趣旨)

第一条 この規則は、宇部市隣保館条例(昭和四十六年条例第三十号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(許可申請等)

第二条 条例第三条第一項の許可を受けようとする者は、宇部市隣保館使用(変更)許可兼使用料免除申請書(様式第一号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の受付期間は、使用日の属する月の二月前(地域住民及び地域団体の使用にあつては十二月前)の月の初日からとする。

3 市長は、公益上必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず申請書を受け付けることができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、条例第三条第一項の許可を受けようとする者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

5 市長は、条例第三条第一項の規定による許可を与えたときは、宇部市隣保館使用(変更)許可書(様式第二号)を交付するものとする。

6 条例第三条第一項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、前項の許可書を提示し、直ちにその旨を市長に申し出なければならない。

(平一八規則二四・平三一規則四・令六規則一一・一部改正)

(使用の中止)

第三条 使用者が、許可を受けた使用を中止しようとするときは、直ちにその旨を市長に申し出るとともに、前条第五項の許可書を返却しなければならない。

(平三一規則四・追加)

(使用料の後納)

第四条 条例第六条の規定による宇部市ふれあいセンター条例(昭和三十五年条例第二十五号)第五条ただし書の規定の例により使用料を後納しようとする者は、第二条第一項の申請書の提出の際に、その旨を市長に申し出なければならない。

(平三一規則四・追加)

(使用料の免除)

第五条 条例第六条の規定による宇部市ふれあいセンター条例第六条の規定の例により使用料の免除を受けようとする者は、第二条第一項の申請書にその旨を記載し、市長の承認を受けなければならない。

(平三一規則四・追加)

(使用料の還付)

第六条 条例第六条の規定による宇部市ふれあいセンター条例第七条ただし書の規定の例により使用料の還付を受けようとする者は、宇部市隣保館使用料還付請求書(様式第三号)を市長に提出しなければならない。

(平三一規則四・追加)

(使用許可の取消し等)

第七条 市長は、条例第七条の規定により、使用の許可を取り消し、又はその条件を変更するときは、その旨を使用者に通知するものとする。

(平三一規則四・追加)

(組織)

第八条 宇部市隣保館運営審議会(以下「審議会」という。)は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから市長が任命する。

(平三一規則四・旧第三条線下)

(委員の任期)

第九条 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平三一規則四・旧第四条線下)

(委員長及び副委員長)

第十条 審議会に、委員長及び副委員長二人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平三一規則四・旧第五条線下)

(会議)

第十一条 審議会は、委員長が招集する。

2 審議会の会議の議長は、委員長をもつて充てる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平三一規則四・旧第六条繰下)

(部会)

第十二条 審議会は、重要事項の調査審議に資するため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の長及び構成員は、委員のうちから委員長が指名する。

3 部会の長は、部会の議事結果を委員長に報告するものとする。

- 4 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会の長」と、「委員」とあるのは「部会の構成員」とそれぞれ読み替えるものとする。

(平三一規則四・追加)

(その他)

第十三条 前五条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮つて定める。

(平三一規則四・旧第七条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十九年六月十八日規則第二十二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十九年七月十日規則第二十九号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年六月二十六日から適用する。

附 則(昭和五十一年十月十二日規則第三十二号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十八年七月三十一日規則第二十四号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年八月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の宇部市隣保館条例施行規則の規定に基づき提出され、又は交付している許可申請書及び許可書は、改正後の宇部市隣保館条例施行規則の規定に基づき提出され、又は交付したものとみなす。

(宇部市規則で定める様式における押印の取扱いに関する規則の一部改正)

- 3 宇部市規則で定める様式における押印の取扱いに関する規則(平成五年規則第二十七号)の一部を次のように改める。

[次のよう]略

附 則(平成三十一年四月一日規則第四号)

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に改正前の宇部市隣保館条例施行規則の規定に基づき提出され、又は交付している申請書及び許可書は、改正後の宇部市隣保館条例施行規則の規定に基づき提出され、又は交付したものとみなす。

附 則(令和四年三月三十一日規則第十一号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の様式は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる申請について使用し、施行日前に行われた申請については、なお従前の例による。

附 則(令和六年三月二十九日規則第十一号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の宇部市ふれあいセンター条例施行規則及び宇部市隣保館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる申請について適用し、同日前行われた申請については、なお従前の例による。

様式 省略